

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律要綱（抄）

第一（略）

第二 総務省関係（第二章関係）

一 公職選挙法の一部改正（第二条関係）

地方公共団体の議会の議員の選挙の立候補の届出に添えなければならない宣誓書において公職の候補者となるべき者が誓う事項として、当該選挙の期日において公職選挙法第九条第二項又は第三項に規定する住所に関する要件を満たす者であると見込まれることを追加すること。

二・三（略）

第三（第五）（略）

第六 その他（附則関係）

一 この法律は次に掲げる事項を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行するものとする。

154 (略)

二 所要の経過措置を規定すること。

三 (略)